

車いすレンタル規約

一般社団法人センターポール

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人センターポール（以下「当団体」）が提供する車いすレンタルサービス（以下「本サービス」）の利用に際し、トラブルの未然防止および円滑な貸出運用を図ることを目的とします。

第2条（契約の成立）

本サービスの契約は、利用希望者からのお申込みに対し、当団体がメール等により貸出内容（台数・期間・料金・配送方法等）を確定し、利用者がその内容に同意した時点で成立するものとします。

第3条（利用条件）

本サービスは、パラスポーツの普及・体験を目的としたイベント、教室、研修、講演等において、安全かつ適切に使用される場合に限りご利用いただけます。

第4条（貸出対象）

車いすバスケットボール用：最大 18 台

ウィルチェアラグビー用：最大 10 台

第5条（貸出期間）

貸出期間は原則として1泊2日とし、延長をご希望の場合は事前にご相談ください。

第6条（貸出料金）

1台あたり：10,000円（税別）／1泊2日

延長料金：別途お見積もり

※料金にはスポーツ保険等は含まれておりません。

第7条（配送・引き渡し）

配送費用（往復）：関東圏内は 30,000円～（税別）を目安とし、詳細はお届け先に応じて別途お見積もりいたします。

配送・回収は基本的に玄関口でのお引き渡し・お引き取りとなります。

第8条（申込取消・キャンセル料）

発送日の8日前までのキャンセル：無料

搬入日の7日前～前日：レンタル料金の70%

当日キャンセル：レンタル料金の100%

※配送費（実費）はキャンセル料とは別途発生します。

第9条（料金の支払い）

請求書は車いす発送時に同封、または別途送付いたします。紛失・破損が確認された場合は、修理費または代替品購入費を加えた精算請求を行います。

第 10 条（破損・紛失）

貸出中の破損や紛失があった場合、利用者の責任において修理費または代替品相当額をお支払いいただきます。

第 11 条（延滞料金）

返却が遅れた場合には、遅延日数に応じた追加料金をご請求いたします。

第 12 条（支払期限）

利用開始日が当月 25 日までの場合：当月 25 日までにお支払い

25 日以降の利用開始の場合：翌月 25 日までにお支払い

第 13 条（契約の解除）

当団体は、以下の場合には契約を解除することができるものとします。

申込内容に虚偽があった場合

車いすを不適切に使用した場合、またはその恐れがあると判断された場合

本規約に違反した場合

解除となった場合、利用者は直ちに車いすを返却し、当団体に生じた損害を賠償するものとします。

第 14 条（規約の変更）

本規約の内容は、必要に応じて予告なく変更される場合があります。変更後の規約は、当団体ホームページまたは個別連絡をもって告知いたします。

第 15 条（附則）

本規約は 2024 年 6 月 30 日より施行します。

【事務局】

一般社団法人センターポール

〒104-0041 東京都中央区新富 1-15-4 アルファ新富ビル 3 階